

あんなかスマイルパーク施設管理運営に係る指定管理者公募

・申請手続等に関するご質問と回答

【更新日：R7.8.6】

No.	受付日	ご質問内容	回答	備考
1	8月4日	<p>「特別枠の新規提案事業は魅力的で優れた提案であるか。また、実現可能な提案であるか。」とあります が、特別枠の新規提案事業とは、どのようなものなのでしょうか。</p> <p>当方で現在推進している地域子育て支援拠点事業における「地域支援加算事業」も含まれるのでしょうか。</p>	<p>ご質問の審査基準1項クは、「特別枠の新規提案事業」に対する配点項目となります。</p> <p>「特別枠の新規提案事業」については、「児童館代替機能、子どもの居場所づくり、体験型、DX推進、民間との連携」というキーワードのどれかに関係する新規事業という以外の制限はありません。優れた提案により、新たな目玉事業が生まれることを期待しています。</p> <p>質問の後段についてですが、上記のキーワードは満たしていると考えますが、特別枠は新規事業である必要があるため、現在実施している事業は該当しません。なお、既に実施している地域支援加算事業は、地域子育て支援拠点事業に関する事業として提案及び計上してください。</p>	<p>[要項P12] 指定管理者選定審査基準1項ク</p> <p>[仕様書P4~5] 指定管理料に関する事項</p>